

とやまの高校生ライフプラン教育充実事業
「高校生の赤ちゃんふれあい体験」 実施要領

1 趣 旨

学校等に赤ちゃんとその保護者を招き、高校生が子育てに関する話を聞くことや、赤ちゃん
とふれあう体験を通して、子育ての楽しさや大変さ、命の尊さを学ぶ。

2 対 象

県立高等学校及び特別支援学校高等部に在籍する生徒

3 実施場所、実施期間

各学校等において、原則として令和7年6月～翌年2月の間で実施する。

4 内 容

- (1) 学校等に赤ちゃんとその保護者を招き、高校生が保護者から子育てに関する話を聞く。
(地域子育て支援センター等での実施も可とする)
- (2) 赤ちゃんを抱っこする、おむつ交換や授乳を体験するなど、赤ちゃんとはふれあう。
- (3) 参加親子の報償費を再配当する。
予算は1学級あたり4,000円、招へいする親子は1学級あたり4組までを原則とする。
1組の親子につき1,000円(図書カード)とする。
(保護者が公務員の場合は、謝金は支払わない。)

5 実施手続き

- (1) 実施計画書の提出と実施校の決定
実施を希望する学校は、県教育委員会が指定する日までに実施計画書(様式2-1)を県
立高校課へ提出する。県教育委員会は、審査の上実施校を決定し、予算を再配当する。
- (2) 実施報告書の提出
終了後、1か月以内に実施報告書(様式2-2)1部を県立高校課に提出する。やむを得
ない事情により中止とした場合は、その旨を実施報告書に記載して提出する。

6 その他

- (1) 招へいする親子は、各学校で依頼する。
(招へいする赤ちゃんは、原則として0歳児とする。)
- (2) 招へいする親子の傷害保険については、実施計画書の保険対象をもとに県立高校課で一括
して加入する。
- (3) 原則、参加親子との対面実施とする。
- (4) 実施後、生徒の意識調査を行い、報告書に結果を記入する。